

## 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

令和5年8月17日  
 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
 大洗研究所 環境保全部

No.	コメント	回 答	コメント 月 日	ヒアリングでの回答
1	概要説明資料の7頁以降について、第何回で説明するかわからないので、7頁以降の記載と第何回で説明するのかわかるようにすること。	概要説明資料に説明する回数を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
2	概要説明資料の6頁について、技術基準にない工事について、代表例を示せないか。	概要説明資料の7頁から9頁に技術基準に基づく工事が無い条文について、条文ごとの代表設備を例として記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
3	概要説明資料の6頁について、第九条、第十三条、第十五条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条について、「◎」「○」それぞれで条文を分けることはできるか。	概要説明資料の6頁では記載できないことから、7頁から9頁に設備ごとに凡例を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
4	概要説明資料の6頁において、申請対象としている条文について、工事の例を書くことよと考える。また、そのためには「◎」「○」を分別できるような記載が必要である。	概要説明資料の7頁から9頁に各条文の工事例を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料
5	概要説明資料の6頁において、第2回の、「工事が無い条文」の第二十一条は別表2で「-」としているが正しいか。必要であれば、別表2を見直すこと。	別表2全体を確認し、修正箇所は朱書きとした。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表
6	漏れ確認ができないので、処理場のように過去に認可を受けたものも別表2に追加すること。	別表に、通信連絡設備、自動火災報知設備、遮蔽スラブ及び固体廃棄物減容処理施設（OWTF）を記載した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表
7	別表2の6頁でいうと、許可上のものは「出入管理関係設備」のことか。	ナンバリング直上の記載が許可上のものである。許可上の記載には「*」を記載した。また、一部許可書と整合していないところもあるので、修正した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3
8	別表2は、複数の設備で適合を説明するものと考えてるが、無理やり細かく分割していないか。	廃液処理棟の管理区域系排気設備について、3系統に細かく分割していたものを、許可書に合わせた記載に見直した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 別表2 適合性確認整理表
9	別表2の3頁、第18条の2項は「●」とあるが、「◎」「○」と考えるが、処理場の整理と同じか。	廃棄物管理施設としては、技術基準規則を比較し、条文に一部変更箇所があることから「●」としている。	R5. 6. 6	R5. 7. 3

No.	コメント	回 答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
10	処理場では、第 6 条を「△」としている。そのため、処理場と異なるのではと考えているが	処理場は、技術基準規則の条文に一部変更箇所はあるが、要求事項は変わっていないとの整理であるが、廃棄物管理施設としては、条文に一部変更箇所があることから「●」とし、説明が必要と判断し「◎」とした。	R5. 6. 6	R5. 7. 3
11	別表 2 については、処理場と並行して審査している関係上、区分は同じになるものと考えているが、それでも異なるというのであれば、納得いく理由や説明が必要である。	質問回答票に基づき説明する。	R5. 6. 6	R5. 8. 17 提出
12	別表 2 の 1 頁の分析フードについて、第 12 条で「○」がついているが、この整理で正しいか。	設工認本文の記載が、「化学処理装置の分析フード」から「廃液蒸発装置 I の分析フード」に変更となることから、設工認申請対象と判断し「○」としている。	R5. 6. 6	R5. 7. 3
13	誤植等もあると思うので、見直すこと。	資料全体を確認し見直した。	R5. 6. 6	R5. 7. 3 資料② 概要説明資料 別表 1 許可基準と後段規制 別表 2 適合性確認整理表 別表 3 設工認申請一覧
14	別表 2 の凡例「◎」「○」「△」について、JAEA として一貫した考えで整理すること。とくに概要説明資料における設工認要否判断フローチャートの「◇」は大洗のみの表現である。新規制基準の要求を説明するのであれば申請対象ではないか確認すること。	概要説明資料における「設工認要否判断フローチャート」における凡例「◎」「○」「△」「◇」は、JAEA としての考えに基づき判断する。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
15	別表 2 の 1 頁の分析フードについて、位置付けが変わるのみで、既認可の設計に変更がないものは、「○」ではなく「◎」ではないか確認すること。また、分析フードの第十条閉じ込めの「◎」は間違いではないか。	分析フードは、紐づけされる設備が変更になることから設計変更として申請したが、既認可の設計に変更がないことから、「○」から「◎」に見直す。また、第十条閉じ込めの「◎」は「△」に見直した。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
16	別表 2 に OWTF を追加したが、別表 1 と別表 3 にも OWTF を追加し、網羅的に確認できるようにすること。	別表 1 に OWTF を追加する。 なお、別表 3 は申請対象設備を整理しているため、OWTF は記載がない。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
17	別表 1 第 8 条 「最大風速である 49m/s～」について、最新の許可の記載に修正すること。	「最大風速である 49m/s～」は削除し、別表 1 の許可書文章を見直した。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出

No.	コメント	回 答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
18	別表 1 のかっこ「( )」が付いている設備の意味は何か。凡例を記載すること。	別表 1 における( )付き記号は、設工認申請対象設備で、別表 2 で「○」に該当するものである。「( )」の凡例を記載する。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
19	概要説明資料について、申請対象である別表の凡例「○」のみの説明とし、また、6 頁において、該当する設備を記載して 1 ページでわかるようにすること。	概要説明資料の 6 頁の表の「分割の考え方」の欄に、該当する設備を記載する。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
20	別表 2 について、設備を技術基準の説明の単位でまとめるなどし、分かりやすくすること。	別表 2 について、技術基準の適合における説明が括りで、まとめられる設備は、グルーピング(枠で括る)して説明するよう見直す。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
21	別表 2 について、安全施設 (PS, MS) は廃棄物管理施設の許可において定義されていないことから、欄の必要性を検討すること。	廃棄物管理施設において、安全施設は、PS-3, MS-3 であり、また、許可において定義されていないことから、欄を削除する。	R5. 7. 3	R5. 7. 13
22	別表 2 の凡例「◎」の記載「…設工認申請等で…」の「等」についての記載と考え方は、原科研処理場と同じように横並びを検討すること。	設工認申請「等」は、設工認及び保安規定を意図して等としたが、「等」の対象設備を確認した上で削除する。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
23	別表 2 5 頁 廃液処理棟保管廃棄設備について、第十二条 安全機能を有する施設のみ「○」となっている。適合する安全機能について再確認すること。	別表 2 において、第十二条のみの設備について、他の条文が該当するの再確認し、以下のとおり該当条項を追加する。 出入管理関係設備：第六条第 1 項 個人線量計、出入管理関係設備、放射能測定設備：第十六条第 1 項四号 保管廃棄設備：第十八条第 2 項	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
24	別表 2 新規制基準追加要求事項「●」について、新規要求の有無の考え方は、原科研処理場と合わせるよう確認すること。	処理場と確認した結果、第六条第 1 項、第十二条第 1 項、第十三条、第二十二條については、新規制基準追加要求事項ではないと整理し、別表 2 において「●」を「 」(空欄)に見直した。	R5. 7. 3	R5. 8. 17 提出
25	別表 2 35 頁 固体集積保管場 I について、今回の審査で内部周囲壁の外部事象に対する技術基準適合性について説明する認識で良いか。	外部事象の竜巻における内部周囲壁の健全性の評価については、本設工認で説明する。	R5. 7. 6	R5. 7. 13
26	別表 2 70 頁以降の OWTF の表において「(◎)」の表記があるが、基準への適合性を説明する必要があるか「-」ではないか。	別表 2 の OWTF における (◎) は、技術的に機能を有しているが、技術基準の条文適合としては、適用外となる設備を示している。別表 2 においては、適用される設備を◎で示しており、適用外の(◎)は記載不要なので「-」に見直す。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
27	別表3 適合性の説明欄は「添付資料VI」の記載のみとなっている。添付資料VIの第何条など詳細に記載すること。	拝承。処理場と合わせて、条文ごとに説明の概要を簡潔に記載する。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
28	別表2 第二十二条 予備電源の新規制基準追加要求事項欄の「●」は「 」(空欄)ではないのか確認すること。	処理場の整理を再度確認し、新規規制基準追加要求事項ではないと整理した。よって、別表2の第二十二条の「●」は「 」(空欄)に見直す。(No.24と同回答)	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
29	別表3 表のハッチング箇所と、そうでない箇所との差について説明すること。	ハッチング箇所は、『設工認申請対象設備ではないが添付書類VIで技術基準の説明をするもの』(別表2で「◇」としていた設備)であったが、No.14のコメント対応の結果ハッチング箇所がなくなったため、説明は割愛する。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
30	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.2の凝縮器は、別表2と照らし合わせると申請対象外ではないのか。他資料と合わせて確認すること。	凝縮器は、既認可設備であり、設工認申請対象設備ではないため、抜け漏れ確認一覧の申請時期欄を修正する。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
31	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.40の漏えい検出器は、 $\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟III廃液貯槽のみとしているが、他施設にも該当するものがあると思われるため、確認すること。	液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は、基本的に漏えい検出器を備えているが、許可書上において、廃液蒸発装置I、化学処理装置、廃液蒸発装置II、排水監視設備、処理済廃液貯槽、廃液貯槽I、廃液貯槽IIの閉じ込め機能に関しては、ピットや堰で担保することとしており、漏えい検知器は、漏えいの早期検出として設置しているため、安全機能を期待していない。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
32	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.44~46(吊り具、パレット、昇降装置)は、登録設備を「-」としている理由を説明すること。	吊具、パレット:吊り具やパレットは使用する廃棄物の性状を考慮して専用のものを選定し、使用しているが、消耗品であるため、設工認対象とはしていない。 昇降装置については、 $\alpha$ 固体処理棟の保管体移送用キャスクが該当するため、抜け漏れ確認一覧の登録設備名称欄に記載する。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
33	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.125の積算線量計は、第16条1項5号に該当するのではないか。説明の「技術基準がない設備」の記載について確認すること。	第16条1項5号は、線量当量率について示されており、積算線量については、該当していないため技術基準がない設備である。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
34	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.157、No.160 の漏えい検知器について、登録設備を「-」としている理由を説明すること。	No.157 の漏えい検知器は、予備電源から給電する設備に関する記載であり、安全機能を期待していない漏えい検知も含めて指しているため。 No.160 の管理機械棟及び廃液処理棟の漏えい検知器の記載は、廃液貯留施設 I のトレンチ、マンホール の漏えい検知器の発報箇所を示している。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
35	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.161 の非常用照明等の設備・機器、No.162 の非常灯は、既設と OWTF で記載が異なっている。理由を説明すること。	既設と OWTF では、どちらも通信連絡設備等（二十三条）の人の退避のための設備として位置付けている。 ただし、設備の分類においては、OWTF を除く廃棄物管理施設は、避難用誘導灯は通信連絡設備ではなく、消防設備の安全避難通路であると整理している。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
36	許可申請書と設工認の抜け漏れ確認一覧において、No.180 の堅積保管設備の登録設備名称を内部周囲壁としているが、備考欄にそのエリアの名称を記載すること。	拝承。堅積保管設備は、内部周囲壁に囲まれたエリアを示すことから、その旨、備考欄に記載する。	R5. 7. 6	R5. 8. 17 提出
37	別表 2 サンプルについて、第 6 条 1 項の「●」となっている。外部事象について、処理場は「◎」としているが、管理施設では要申請と考えているのか。	第 6 条第 1 項については、新規要求事項に変更はないとし、「●」を外した。 外部事象については、風（台風）、積雪については、耐震設計で評価しているため、過去の設工認で説明がつくものとし、「◎」とした。 また、落雷については、廃棄物管理施設として避雷の評価を過去に行っているため、「◎」とした。 さらに、貯槽の決壊した場合についても、過去の設工認で評価しているため、「◎」とした。	R5. 7. 13	R5. 8. 17 提出
38	別表 2 サンプルの 4 頁No.34～37、出入管理関係設備について、この設備は第 12 条しかシンボルがないが、具体的な安全機能とは何か。	出入管理関係設備については、第 16 条第 1 項 4 号を安全機能とし、「○」を付ける。また、建家の一部と見なせるものについては、第 6 条第 1 項に「△」を付ける。 同様に、シンボルがないものとしては保管廃棄設備があり、処理過程のものを保管するものとし、第 18 条第 2 項に「○」を付ける。	R5. 7. 13	R5. 8. 17 提出

No.	コメント	回答	コメント 月日	ヒアリングでの回答
39	<p>別表 2 サンプルの 2 頁の化学処理装置について、変更許可の説明の際、作業終了まで閉じ込めると聞いている。第 12 条 1 項 安全機能を有する施設が「-」となっているが、ここは「-」以外のシンボルが入るのではないか。</p> <p>また、第 10 条 4 号ロ（閉じ込め）のところ、いくつか「○」がついている施設があり、一方、第 6 条と第 12 条にシンボルがないことは違和感がある。</p>	<p>化学処理装置は、使用停止後も閉じ込め機能を維持する必要があるものについては、第 12 条 1 項は「○」とする。</p> <p>化学処理装置の使用停止に係る措置は閉じ込めと見なせるため、第 10 条を「○」とする。</p> <p>その他、使用停止に係る設備についても同様とする。</p>	R5. 7. 13	R5. 8. 17 提出
40	<p>別表 2 サンプルの全体をみると、第 11 条について多くの設備に「○」がついており、申請対象となっている。旧基準と比べて 11 条は、爆発の影響が追加されているが、そのためか。</p> <p>旧基準で技術基準適合の説明を行ったものはあれば、シンボルが変わるので、確認すること。</p>	<p>既認可では、「安全上重要な施設」が基準適合の対象であったが、「安全機能を有する施設」に基準適合の範囲が広がり、新規制基準適合条文となったことから、爆発及び火災を含めて説明が必要と考えている。</p> <p>また、既認可について、第 11 条（旧基準：第 3 条）の説明を行っているか調査した結果、火災評価を行っているものはなかった。</p>	R5. 7. 13	R5. 8. 17 提出